

平成 2 3 年度

青森県公社等点検評価委員会
点検評価結果等報告書

平成 2 3 年 1 2 月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

	頁
第1章 点検評価に当たっての総論的事項	1
第2章 点検評価結果	
1 財団法人21あおもり産業総合支援センター	5
2 社団法人青い森農林振興公社	11
3 青森県土地開発公社	15
4 財団法人青森県建設技術センター	19
5 青森県道路公社	23
6 財団法人青森県フェリー埠頭公社	27
7 社団法人青森県観光連盟	31
8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	35
9 むつ湾フェリー株式会社	39
10 社団法人青森県畜産協会	43
11 社団法人青森県水産振興会	47
12 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会	51
13 公益財団法人青森県暴力追放県民センター	55
委員名簿	59
(参考)点検評価対象公社等及び評価実施(予定)年度	60

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになってきた。

さらには、新公益法人制度に基づく法人形態への移行期限が平成25年11月末に迫る中、新制度への的確な対応が求められているところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等としていかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としての関わり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象13公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。また、東日本大震災の発生による影響が認められた公社等については、それらも考慮して点検評価を行った。

(1) 青森県行財政改革大綱に掲げる「公社等の見直し」の方針

(平成20年12月策定の青森県行財政改革大綱より抜粋)

第2 行財政改革の取組方策

公共サービス改革

3 公社等の見直し

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役

割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組みます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

ア 経営の健全化

事業の見直し、徹底したコスト削減等を継続して実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営をめざします。

イ 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることとし、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行います。

(2) これまでの点検評価委員会の提言事項

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項

4 点検評価結果

本年度も昨年度と同様、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、公社等及び県所管課へのヒアリングを実施して点検評価を行ったところであるが、その結果は、各公社等が今後取り組むべき課題として、「第2章 点検評価結果」に記載するとともに、各公社等のマネジメント及び財務の状況について総合評価を付している。その概要は、次表のとおりである。

点検評価結果の概要

(: 概ね妥当、 : 要改善)

1	財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化	
	(2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進	
	(3) 未収債権の発生防止等	
	(4) オーダーメイド型貸工場事業に関する県民への情報提供等	
2	社団法人 青い森農林振興公社	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 農地保有合理化事業の滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消	
	(2) 分収造林事業に係る県民負担縮小のための適切な対応	

3	青森県土地開発公社	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 受託業務量の確保	
	(2) 青森中核工業団地造成事業の取扱い	
4	財団法人青森県建設技術センター	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 経営基盤の強化	
	(2) 新公益法人制度への適切な対応	
5	青森県道路公社	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 長期債務の確実な解消	
	(2) 道路の安全性及び利便性の維持・確保	
6	財団法人青森県フェリー埠頭公社	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進	
	(2) 東日本大震災の影響と法人の対応	
	(3) 新公益法人制度への適切な対応	
7	社団法人青森県観光連盟	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 経営基盤の強化に向けた一層の努力	
	(2) 経営の自立化に向けた取組	
8	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 事業採択に当たっての客観性・透明性の確保	
	(2) フォローアップにおける他団体との連携	
9	むつ湾フェリー株式会社	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 経営健全化に向けた努力の継続	
10	社団法人青森県畜産協会	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保	
	(2) 組織体制と内部統制の充実・強化	
11	社団法人青森県水産振興会	(総合評価:)
	【今後取り組むべき課題】	
	(1) 法人の存廃を含めたあり方	

1 2	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会	(総合評価：)
【今後取り組むべき課題】		
(1) 経費の削減及び収入の増加に向けた努力の継続		
(2) 資産の運用リスク管理の徹底		
1 3	公益財団法人青森県暴力追放県民センター	(総合評価：)
【今後取り組むべき課題】		
(1) 賛助会員の加入促進		

第2章 点検評価結果

No. 1 財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部経営支援課				
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円				
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称			金額	出資等比率		
	青森県			390,000千円	70.9%		
	(株)みちのく銀行			34,010千円	6.2%		
	(株)青森銀行			33,690千円	6.1%		
	青森市			30,245千円	5.5%		
	(株)東北電力			11,710千円	2.1%		
	黒石市			7,220千円	1.3%		
	藤崎町			5,090千円	0.9%		
	青い森信用金庫			3,583千円	0.7%		
	田舎館村			2,445千円	0.4%		
	(株)みずほ銀行			2,070千円	0.4%		
組織構成	区分				人数	うち常勤	備考
	理事				16名	2名	県OB1名
	監事				2名	0名	
	職員				78名	25名	県派遣13名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援						
経営状況 (平成22年度)	経常収益	2,096,365千円	(その他参考)				
	経常費用	2,572,961千円	県からの補助金	557,553千円			
	当期経常増減額	476,596千円	県からの受託事業収入	171,760千円			
	当期一般正味財産増減額	471,821千円	県の損失補償	2,848,989千円			

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、中小企業支援に係る県の施策の実施団体として国・県等からの補助事業や受託事業等を多岐にわたり実施するなど、本県における産業の中核的支援機関として、非常に重要な役割を担っているが、本県中小企業を取り巻く厳しい経済情勢を反映し、当法人が実施する設備・機械類貸与事業の貸与件数及び額が減少している中で、当該事業の未収債権について適切に対応することが求められている。さらに、当法人が実施するオーダーメイド型貸工場事業を巡る動向が県民から注視されている。

なお、当法人の理事長は非常勤であること等から、当委員会から、理事長の常勤化とトップマネジメントの強化について提言を受けてきている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善等を要するものと考ええる。

(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

ア 法人の考え方

当法人の理事長は、非常勤であり県外在住であるが、当法人の特質から、

- ・当法人の運営についてグローバルな視点や民間の視点で改善の指示ができること
- ・ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していること

などが理事長としてふさわしいと考えており、

- ・これらの資質を有する人材は、他の役職等に就任している場合が多く常勤での就任に理解を得ることが困難であること
- ・そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であること

等から、現行の体制となっている。また、

- ・理事会への出席や県内企業訪問のための定期的な来県機会を利用した打合せ
- ・重要事項については専務理事及び職員が上京し、直接、理事長の判断を仰ぐ
- ・東京のビジネスサポートセンター所長による随時報告・相談

等により、理事長が非常勤であってもマネジメントは成り立っているものと考えている。

イ 委員会の意見等

現下の厳しい経済情勢において、県内中小企業を支援する中核的団体として当法人が果たす役割の重要性や多岐にわたる実施事業、さらにはオーダーメイド型貸工場事業を巡る適時適切な対応の必要性等を考慮すれば、理事長は、日々短時間であっても出勤し、職員との意見交換や県内中小企業の生の声を聞きながら迅速に意思決定していくことが必要と考えられる。

したがって、責任体制の明確化と権限の強化を図るためにも、また、現場と認識を共有しながら迅速かつ適切な経営判断を可能とするためにも、当委員会としては、理事長は常勤化すべきことを引き続き提言する。

(2) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

ア 法人の考え方

当法人の自主事業である設備・機械類貸与事業の担当課には、プロパー職員3名、県派遣職員3名を配置しているが、事業の実施上不可欠な貸与先企業の経営分析は、中小企業診断士の資格を有する県派遣職員が担っている。プロパー職員が中小企業診断士の資格を取得する場合には、長期にわたる研修を要するが、この不在期間に対応する金銭的・人的な余裕がないのが実情である。

イ 委員会の意見等

法人の実情も理解できるが、自主事業である設備・機械類貸与事業等については、基本的に

プロパー職員が担うべきものと考えことから、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の業務について、計画的にプロパー職員を育成しノウハウを蓄積させながら、順次、県派遣職員をプロパー職員へ置換えていくことに努力していただきたい。

また、当法人が将来にわたって責任ある自立した経営を行っていくためには、プロパー職員が中核となった運営体制を確立する必要があると考えられることから、プロパー職員の育成については自主事業担当職員にとどまらず、法人の将来像を描き、運営の中核を担うプロパー職員の育成を戦略的に進める必要があるものとする。

(3) 未収債権の発生防止等

ア 法人の対応

設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金については、公社等点検評価委員会からの提言等をも踏まえ、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業に係る債権管理規程」で規定する債権の分類基準に基づき算定した要引当額を、適切に貸借対照表に計上している。

また、当該事業の貸付に当たっては、当法人による事前調査、県との事前審査、外部専門家による審査委員会での審議など貸付決定まで多段階にわたる慎重な審査を行っており、貸与後のフォローアップも、設備の稼働状況や設置効果、今後の設備投資計画、連帯保証人の現況について確認するとともに、直接訪問による経営状況の把握、決算書の徴収のほか、延滞企業に対しては再生支援協議会への相談や当法人の支援機能及び連携機関等の活用について助言している。

イ 委員会の意見等

これまでの当委員会からの提言をも踏まえ、当法人の債権の分類基準を設定した上で貸倒引当金を適切に計上していることや、貸付時における審査を慎重に行っていることについては評価できる。一方、貸与後のフォローアップについては、未収債権の回収不能債権化を未然に防止するとともに、貸与先の経営悪化や倒産を回避することにつながり、当法人の役割である本県経済の活性化や中小企業の振興に寄与するものであることから、延滞企業への収益改善に向けたアドバイスや連携機関との仲介を更に積極的に行うなど、債権回収に向けた一層の努力や工夫を求めたい。そのため今後は、経営状況を詳細に把握しながら、未収債権の発生状況の報告や回収方法の検討を法人内で定期的に行うとともに、関係機関との綿密な連携のもとに、より踏み込んだ専門的なアドバイスを行っていくことに重点を置いて取り組んでいただきたい。

(4) オーダーメイド型貸工場事業に関する県民への情報提供等

ア 法人の考え方

オーダーメイド型貸工場については、エー・アイ・エス株式会社が経営破綻したことを受け、新たに設立された合弁会社が引き続き利用することとなったが、当法人としても、合弁会社による貸工場の安定した利用により、リース料が着実に徴収され、県からの借入金を着実に返済することがこれ以上の県民負担を生じさせないためにも重要と考えている。このため県と連携し、会計専門家等の協力を得ながらリース料の支払いが計画的に行われるよう定期的なチェックや指導助言を行い、合弁会社の経営安定化が図られるよう最大限の努力をしていきたいと考えている。また、県では、貸工場を利用する合弁会社の経営状況を踏まえ、必要に応じて、適時適切に県議会へ報告することを検討しているため、当法人においても事業報告書で返済状況を報告するなど、適切な情報提供を行っていくよう県と連携していく。

イ 委員会の意見等

オーダーメイド型貸工場事業については、新たな貸工場の利用企業である合弁会社の経営状況が悪化し、貸工場のリース料収入が得られないこととなれば、当法人に対する県の貸付金が回収不能となる事態が生じ、結果的に県民負担を強いることとなることから、県民はその動向について重大な懸念を持って見守っている。そのため、県と当法人は、貸工場の安定的な利用

に対し責任を持ち、連携して合併会社の経営状況等のチェックを適切に行いながら、リース料の徴収状況や合併会社の経営状況等の変化とその後の見通し等について、県議会への報告等と、県民に対する情報提供及び状況説明を適時適切かつ丁寧に行っていくことを求めたい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の創業支援、経営革新等について成果を挙げており、特に当法人がサポート賞を受賞するなど、当法人の支援活動が評価されていることや、計上すべき貸倒引当金を引当している一方で、厳しい経済情勢を反映して、当法人の設備・機械類貸与事業の貸与件数及び金額が目標を下回り、自主財源の確保が厳しくなっていること。 ・ 当委員会が従前から提言している理事長の常勤化については実現していないこと。
--

2 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 鳴海 勇蔵	県所管部課名	農林水産部構造政策課			
設立年月日	昭和46年4月13日	基本財産	10,200千円			
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		5,100千円	50.0%		
	弘前市		360千円	3.5%		
	つがる市		340千円	3.3%		
	青森市		260千円	2.5%		
	十和田市		260千円	2.5%		
	五所川原市		240千円	2.4%		
	八戸市		220千円	2.2%		
	東北町		200千円	2.0%		
	青森県信用農業協同組合連合会		200千円	2.0%		
	むつ市		180千円	1.8%		
組織構成	区分			人数	うち常勤	備考
	理事			14名	1名	県OB1名
	監事			2名	0名	
	職員			50名	23名	県派遣9名、県OB1名
業務内容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等					
経営状況 (平成22年度)	経常収益	2,342,755千円	(その他参考)			
	経常費用	2,419,310千円	県からの補助金	1,100,734千円		
	当期経常増減額	76,555千円	県からの無利子借入金	22,686,351千円		
	当期一般正味財産増減額	75,628千円	県からの受託事業収入	203,311千円		
			県の損失補償	13,981,421千円		

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社の分収造林事業及び林業労働力確保支援センター事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進する農地保有合理化事業や、森林資源の整備に寄与してきた分収造林事業などを実施することにより、国や県の施策上、重要な役割を担ってきたところである。

このうち、農地保有合理化事業については、近年の農産物価格の低迷等により担い手農家が規模拡大に慎重になっており、事業量が年々減少している状況にあることから、当法人の経営健全化を図るためには、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消が大きな課題となっている。

また、分収造林事業については、木材価格低迷などにより、将来、県や日本政策金融公庫からの借入金に対し、多額の償還財源不足が見込まれることなどが大きな課題となっていたことから、県は、社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会からの提言を踏まえ、平成22年12月に分収造林事業の県への移管等を内容とする「社団法人青い森農林振興公社の経営改革の方向」を公表した。現在、平成25年4月の県移管を目指し準備を進めている。なお、移管後は、当法人は解散し、分収造林事業以外の事業については、平成23年10月に新たな法人を設立し、平成24年4月に同法人に移管することとしている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 農地保有合理化事業の滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消

ア 法人の対応

滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消に向けた取組について、昨年度から新たに実施しているものはないが、これまでと同様、以下の取組を継続して実施し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消に努めている。

その結果、平成18年度以降は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、金額ベースで前年度よりも減少している。

(ア) 解消に向けた取組

滞納小作料については、現地駐在員を配置するなどして、滞納者に対する面談や巡回指導による回収促進、法的措置、連帯保証人への督促などを実施している。

長期保有農地については、個々の経営状況に応じて、分割納入による売渡しや第三者への売渡しなどを実施している。

(イ) 新規発生防止に向けた取組

内部審査会において、案件ごとに厳正な事前審査を行っているほか、事業枠の設定や保証人・保証金制度の実施などのリスク対策を徹底し、新規発生の防止を図っている。

イ 委員会の意見等

滞納小作料及び長期保有農地については、発生防止・解消に向けた様々な取組により、着実に減少しているものと認められることから、当委員会としては、当法人の取組を評価するものであるが、その額は依然として大きいため、今後も引き続き、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生の防止に努め、経営の安定化に結びつけていただきたい。また、農地の価格は依然として下落傾向にあることから、長期保有農地の処分に当たっては、たとえ売却差損を生じたとしても、できるだけ早期に処分することを望むものである。

なお、当法人の経営を圧迫している滞納小作料や長期保有農地は、農地保有合理化事業を実施する以上、不可避なものであって、制度に内在するリスクであるとも言える。担い手農家の経営効率化を図る観点から、農地保有合理化事業が今後も非常に大きな役割を果たしていくものと判断される場合には、県は、当該リスクを穴埋めする仕組みづくりを国に働きかけるなど、

必要な対策を講じるべきであると考える。

(2) 分収造林事業に係る県民負担縮小のための適切な対応

ア 移管計画の概要

(ア) 分収造林事業については、分収林の持つ地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の「公共財」としての性格を考慮して県が引き継ぐ。

(イ) 日本政策金融公庫に対する債務処理に当たっては、県民負担の最小化を図る観点から、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債を活用する。また、県に対する債務処理に当たっては、当法人が所有する森林資産を県に代物弁済し、弁済額が債務額に満たない場合、県は債権を放棄する。

(ウ) 分収造林事業の分収割合については、県民負担を可能な限り軽減する観点から、県と契約者の分収割合を現行の6対4から7.5対2.5を基本として変更協議を進める。

イ 県及び法人の対応

分収造林事業を県に移管するに当たって必要となる、当法人と土地所有者が締結している分収造林契約の県への承継手続については、平成23年11月から当法人と県が共同で、契約者に対する地区説明会の開催や個別説明を実施し、平成24年度末を目標に契約に関する権利義務を県が公社から引き継ぐことや分収割合の変更について契約者からの同意を得る。

分収造林事業の債務処理について、第三セクター等改革推進債を活用するに当たっては、当法人の清算が必要であることから、平成23年10月に新法人（あおり農林業支援センター）を設立し、平成24年4月から、分収造林事業以外の事業を引き継ぐこととする。

なお、分収割合の変更手続については、契約者の不利益となる内容であることから、移管前までに全ての契約者からの同意を得ることについて困難が伴うものと予想されるが、仮に全契約者から同意が得られない場合であっても、移管後において県が交渉を継続するため、移管手続の進行に影響は与えないものである。

ウ 委員会の意見等

県では、分収造林事業の県への移管を発表した後、平成25年4月の移管完了に向け、分収造林契約の県への承継手続やあおり農林業支援センターの設立等の必要な手続を順調に進めてきており、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債の活用にも支障はないものと認められることから、当委員会としては、これらの取組について評価するものである。

なお、分収造林事業は、平成25年4月に県に移管されることとなったが、当法人は、課題を先送りすることがないように、県への移管完了前に、できる限り多くの契約者から分収割合の変更等について承諾を得るよう処理を進める必要がある。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地保有合理化事業の滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消が着実に行われていること。 ・ 分収造林事業の県への移管を始めとする経営改革の各取組が順調に実施されていること。 ・ 平成22年度の当期正味財産増減計算書によると、農村会計については73,075千円の減少、森林会計については166千円の減少、畜産会計については2,387千円の減少となっており、当法人全体では75,628千円の減少となっていること。

3 青森県土地開発公社

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部監理課
設立年月日	昭和48年3月31日	基本財産	10,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県		10,000千円
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	7名	3名
	監事	2名	0名
	職員	21名	17名
備考	県OB2名 理事長は青森県道路公社理事長及び青森県住宅供給公社代表清算人併任 専務理事は青森県道路公社専務理事併任 青森県道路公社監事及び青森県住宅供給公社監事併任 県OB1名		
業務内容	地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う公有地取得事業、内陸工業団地の用に供する一団の土地の造成を行う土地造成事業及び地方公共団体等の委託に基づき土地の取得のあっせん等を行うあっせん等事業		
経営状況 (平成22年度)	事業収益	425,133千円	(その他参考)
	事業利益	48,691千円	準備金合計
	経常利益	40,163千円	県からの補助金
	当期利益	40,160千円	県からの受託事業収入
			県の債務保証
			437,667千円 42,351千円 60,973千円 2,074,292千円

2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになり、本県においても、昭和45年2月に財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和47年10月、必要な土地の先買いに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和48年3月に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、近年の公共事業の削減に伴い、国や県からの受託業務量が減少傾向にあり、土地価格の下落もあって、運営費を賄うだけの必要な業務量を確保できていない状況にあり、その確保が公社経営の大きな課題となっている。このため、当委員会では、これまでの点検評価において、存廃も含めた当法人のあり方について検討するよう提言を行っていた。

一方、当法人が県の「代行者」として事業を行っている青森中核工業団地造成事業については、長引く景気低迷などの社会経済情勢の影響を受け、分譲地の販売不振が続いており、当該事業に係る借入金の償還が進んでいない状況にある。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善等を要するものとする。

(1) 受託業務量の確保

ア 県及び法人の考え方

県の用地取得体制は、県の行財政改革による職員削減とジョブローテーションの実施により、若手用地職員が急激に減少しており、将来、適正かつ円滑な用地取得を進める上で大きな懸念と課題を抱えている一方、社会資本の整備が遅れている本県では、地域住民の要望に対応したきめ細かな事業への需要は高く、今後ともその要望に応えていく必要があることから、用地取得業務の専門集団として、当法人の役割は大きいものがある。また、今後も国等からの先行取得事業も見込まれることから、当法人の機能は依然として有効であるとする。

このため、以下のとおり県の用地取得体制を大幅に見直し、県の用地取得体制の効率化と当法人の経営安定化を図ることを基本に検討を進めている。

(7) 平成24年度から平成26年度までの3年間で、順次、各地域県民局に当法人の業務職員を複数名駐在させ、法的に県職員でなければ実施できない業務を除き、すべての用地補償業務を当法人に委託し、県用地職員とともに業務に当たらせる。

(1) 業務範囲の拡大により、委託料の算定方式を、これまでの用地補償費の契約実績見合いから、人件費を基本とする方式へ改める。

この結果、当法人に委託する県の用地取得業務量の割合は、現在の2割程度から、全地域県民局への駐在が完了する平成26年度には5～6割程度にまで拡大する一方、県用地職員については、相当数の削減を実施する。

なお、県用地職員に係る経費と委託料との総額は、平成23年度と平成26年度との比較では、県職員を相当数削減した場合であっても、若干の増額になると見込まれるが、委託により公共事業の早期実現が図られること等を含め、費用増以上の効果が期待できる。

イ 委員会の意見等

当委員会では、これまでの提言において、当法人の存廃を含めたあり方について検討するよう求めてきたところであるが、当法人の有する専門性を生かし、県の用地取得体制の中心的組織として活用していくという今回の県及び当法人の判断については、当委員会として、その判断を理解し、尊重するものである。

ただし、将来的に当法人を存続させ、活用していくとの判断をした以上、県及び当法人は、来年度以降の県の用地取得体制が、実際の用地取得業務量に見合った適切なものとなっているかどうかや、法人運営の持続可能性について、随時見直しを行っていく必要がある。

また、見直し案によれば、来年度以降、当法人の収支は改善していくこととなるが、事業利益では依然として赤字が継続し、その他の収益を含めた全体収支でようやく黒字化を達成できる状況である。このため、当委員会としては、県からの受託業務収入の増加に安住することなく、当法人がこれまでと同様、多方面にわたる営業活動を行い業務量の確保に努めるほか、職員の人件費の更なる削減等による一層の経費削減にも努める必要があるとする。

なお、県用地職員に係る経費と公社への委託料との総額は、現行の用地取得体制と比較して費用が増えるとされているが、当委員会としては、トータルの費用面でもメリットが認められるよう、県に対し再検討を求めるものである。

(2) 青森中核工業団地造成事業の取扱い

ア 分譲促進策の実施状況及び県の考え方

分譲促進に向けた取組として、これまでと同様、県内外の企業に対する企業訪問や新聞広告によるPRなど様々な企業誘致活動を実施しているが、分譲価格の更なる引き下げなど、新たな分譲促進策は実施していない。

分譲が進まない要因としては、青森中核工業団地が青森市中心部から離れた場所にあり、各種利便性に劣ることが考えられ、分譲価格は大きな要因とはなっていないと考えている。

イ 委員会の意見等

当法人では、青森中核工業団地造成事業に係る資金を、金融機関及び県からの借入金(平成22年度末借入金残高 金融機関：約20億円、県：約13億円)により調達しているが、このうち金融機関からの借入金に対しては県が債務保証(債務保証期限：平成25年度末)しており、さらに、事業に係る委託費、分譲価格引き下げに伴う価格差補てん、金融機関からの借入金の利息相当分については、全て県の補助金により賄われている状況にある。

また、県の債務保証期限は、平成25年度末までとなっているものの、当法人と県が締結した覚書により、債務保証期限到来後は、青森中核工業団地造成事業を県又は関係機関が引き継ぐことを前提に協議することとなっていること、加えて、共同事業主である独立行政法人中小企業基盤整備機構は、政令によって用地分譲業務の期限が平成25年度末までと定められていることからすると、県の債務保証期限である平成25年度末以降は、県に当事業が移管される可能性が高いものである。

青森中核工業団地の分譲が進まない場合であっても、直ちに当法人の経営の悪化にはつながらない一方、県の財政負担は将来にわたって継続することとなるため、県民負担の観点からすれば早期の分譲完了が求められるところであるが、平成23年9月30日現在の青森中核工業団地の分譲割合を見ると、リースによる立地を含め39.5%となっており、前年度から若干増加したものの、平成25年度末までに完売することは依然として極めて困難な状況にあると言わざるをえない。

青森中核工業団地の分譲が進まない要因として、同団地の立地環境に起因する利便性の低さが挙げられるとの考えが県から示されたが、そうであるならば、一日でも早く分譲が完了するよう、県は利便性向上策を含めた対策を早急に講じる必要がある。

いずれにしても、県は、債務保証期限が到来する平成25年度末に向け、具体的な対応策を早急に示すべきであると考えている。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 受託業務量の減少傾向を反映して、事業収支の赤字が続いており、平成22年度は、事業収支で約4千9百万円の赤字が生じていること。
- ・ 青森中核工業団地造成事業については、景気の落ち込み等の理由により、販売が不振で、平成25年度末までに完売することは依然として極めて困難な状況にあること。

No. 4 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 星野 明	県所管部課名	県土整備部整備企画課
設立年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	基本財産	3,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	3,000 千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	11名	2名
	監事	2名	0名
	職員	66名	50名
			備考
			県OB1名
			県OB7名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに県が管理する流域下水道事業等の維持管理等		
経営状況 (平成 22 年度)	経常収益	1,488,558 千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,358,696 千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,107,371 千円)
	経常費用	1,387,062 千円	
	当期経常増減額	101,496 千円	
	当期一般正味財産増減額	104,115 千円	

2 沿革

昭和 50 年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和 51 年 4 月に、当法人は設立された。

一方、昭和 62 年 4 月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成 3 年 4 月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成 2 年 4 月に財団法人青森県下水道公社（以下「下水道公社」という。）が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成 14 年 4 月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

なお、当法人では、平成 18 年 4 月から県の指定管理者としての指定を受け、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の各処理施設の維持管理業務を実施している。

3 法人を取り巻く現状

公共事業の全体量の減少が続いている中であって、営業活動の強化による収入の確保や人件費の見直しを含む経費削減の努力により、経営の独立民営化が図られた平成18年度以降、毎年1億円以上の黒字を計上している。その中で、新公益法人制度改革への対応に当たり、当法人の事業内容等を踏まえ、移行する法人形態をどのようにするのが課題となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 経営基盤の強化

ア 法人の対応

厳しさを増す近年の社会経済情勢や公共事業の全体量の縮小を反映し、当法人の受託事業量は全体的に減少傾向にあるが、業務範囲の拡大に向けた積極的な営業活動を行うため、理事長をトップとした営業活動チームを編成し、当法人の役割や技術力等を積極的に市町村や民間等にアピールし受注拡大に努めているほか、高品質な成果品を提供するための更なるチェック体制の強化、多様化する顧客ニーズへの適切な対応と業務の拡大・新規開拓等を行うための組織の改編、職員への指導・育成の充実と技術力の向上に取り組んでいる。

イ 委員会の意見等

品質向上への取組や、それを支える組織体制の見直し・営業活動の強化など、経営改革への取組を継続し成果をあげていることについて評価するものである。今後とも引き続き安定した経営を維持していくため、厳しさを増している経営環境に柔軟に対応しながら、技術力と競争力の向上への努力を怠ることなく、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

ア 法人の対応

現在、他県の類似法人の対応状況等に関する情報を収集・整理しながら、公益性に関する認定基準に照らし、当法人の事業内容についての分析・検討を行っているところであり、今後、移行する法人形態の方向性について結論を出し、平成24年度中に移行申請を行う予定である。

イ 委員会の意見等

新公益法人制度への対応については、当法人の事業内容を踏まえつつ移行する法人形態を十分に検討の上、移行方針を早期に決定していただきたい。

また、当法人は、平成22年度決算において、これまでの県受託事業等により累積した12億円余の正味財産を有するが、一般財団法人へ移行することとした場合には、自らが作成する「公益目的支出計画」に基づき、公益目的事業、類似の事業を目的とする他の公益法人等や国又は地方公共団体への寄付、又はこれまで実施してきた公益事業を行わなければならないため、当法人の役割、事業内容及び財務状況等について十分に分析・検討し、出資者である県と協議した上で、適切かつ慎重に対処することを引き続き求めるものである。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 厳しい経済情勢を反映して、近年の当法人の経常収益は減少してきているが、経費節減に努めた結果、当期経常増減額は一定水準を維持していること。
- ・ 理事長をトップとした業務範囲の拡大に向けた営業活動や、成果品の高品質を確保するための職員の育成にも努め、多様化する顧客ニーズに対応していること。
- ・ 新公益法人制度への対応については、移行方針を早期に決定し、移行手続きを進める必要があること。

5 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部道路課
設立年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	出資金	8,235,500 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	8,235,500 千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	3 名	2 名
	監 事	2 名	0 名
	職 員	17 名	9 名
			備 考
			県OB 2名 理事長は、青森県土地開発公社理事長及び青森県住宅供給公社代表清算人併任 専務理事は、青森県土地開発公社専務理事併任
			青森県土地開発公社監事及び青森県住宅供給公社監事併任
			県OB 2名
業 務 内 容	みちのく有料道路、青森空港有料道路、第二みちのく有料道路及び中央大橋有料駐車場の管理運営等		
経営状況 (平成 22 年度)	当期収益	1,780,198 千円	(その他参考) 県からの無利子借入 1,831,793 千円 県の債務保証・損失補償 11,795,477 千円
	(うち業務収入)	1,769,910 千円	
	当期費用	1,777,554 千円	
	(うち 償還準備金繰入額)	859,766 千円	
	当期利益	2,644 千円	
	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。		

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和 49 年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和 50 年 4 月に設立され、みちのく有料道路(昭和 55 年供用開始) 青森中央大橋有料道路(昭和 61 年供用開始) 青森空港有料道路(昭和 62 年供用開始) 第二みちのく有料道路(平成 4 年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成 18 年 3 月 31 日に料金徴収期間が終了し、平成 18 年 4 月 1 日から無料開放されたため、現在は残る 3 つの有料道路及び青森中央大橋高架下に設置した中央大橋有料駐車場の管理運営等を行っている。

3 法人を取り巻く現状

当法人が管理運営する有料道路は、3路線とも利用台数及び料金収入が建設当初の計画を大幅に下回り、建設費に係る長期債務の償還が計画どおり進んでおらず、当法人の経営の大きな課題となっていることから、当法人では、県が設置した青森県有料道路経営改革推進会議の「有料道路経営改革に関する提言」（平成22年1月）の内容を踏まえ、みちのく有料道路の料金徴収期間を19年延長するとともに、「利用者促進のための積極的な営業活動の展開」や「有料道路サービスの水準の維持」を最重点項目とする新たな中期経営プラン（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、5年間で約39億円の債務を削減することとしている。

また、当法人では、道路の維持管理に当たり、料金収入の不足により、維持・補修も最低限度にとどまっていたが、平成21年度に県の補助金を活用した大規模な維持・補修工事を実施したことにより、必要な対策は概ね実施されている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 長期債務の確実な解消

ア 法人の対応

(ア) 長期債務の解消状況

青森空港有料道路では、高速道路無料化社会実験及び新幹線開業による影響により、前年比約5%の減収となったものの、第二みちのく道路では、高速道路無料化社会実験により、接続する八戸自動車道が無料となった影響により交通量が増えたことで前年比約14%の増収となったこと、また、人件費・事務費等の一般管理費の削減、料金徴収業務委託料の削減、長期借入金に係る利息の削減などの経営効率化を図ったこと等が要因となり、当法人全体では、中期経営プランの約8億2千万円を大きく上回る約9億6千万円の債務削減を達成した。

<実施した主な取組>

みちのく有料道路

- ・道路維持保全工事と除雪業務との合併発注を実施し、維持管理業務の効率化を達成
- ・他の民間資金導入方策との比較において有利な条件で、市中銀行から10年間の固定金利で借り換えを実施
- ・アンケート調査による冬期対策効果の検証、少額回数券及びプリペイドカード式回数券の販売、休憩施設のリニューアル等を実施

(イ) 各有料道路の収入見通し

みちのく有料道路

高速道路無料化社会実験による大きな影響は見られず、また、震災による減免措置を罹災者に限定したこと、中型車以上への無料措置を実施しなかったこと等により、震災による影響は低く抑えられ、当初予算で見込んだ料金収入を達成できる見通しである。

青森空港有料道路

高速道路無料化社会実験による交通量の減少のほか、新幹線開業による空港利用者の減少により、当初予算で見込んだ料金収入を4%程度下回る見通しである。

第二みちのく有料道路

高速道路無料化社会実験の終了、震災被災者・罹災者への減免措置及び中型車以上無料措置により、7月と8月の収入が大幅に落ち込んだものの、当初予算で見込んだ料金収入を達成できる見通しである。

イ 委員会の意見等

当法人は、「有料道路経営改革に関する提言」を踏まえた様々な改革策を着実に実行しているとともに、経営効率化によるコスト削減等により中期経営プランを上回る債務の削減を達成しており、当委員会としては、その取組について高く評価するものである。

また、高速道路無料化社会実験の終了や震災による減免措置等といった経営環境の変化が当法人の経営に与える影響については、平成23年度収入では当初予算がほぼ達成できるとの見通しが示されており、今のところ中期経営プランを変更するまでの影響は認められないことから、当委員会としては、引き続き中期経営プランを着実に実行し、長期債務の早期解消を実現することを望むものである。

(2) 道路の安全性及び利便性の維持・確保

ア 法人の対応

(ア) 維持・補修工事の実施見通し

今後の維持・補修工事実施計画については、平成21年度に大規模な維持・補修工事が実施されたことを踏まえ、必要な維持・補修費を十分確保したものとなっており、また、橋梁耐震補強工事等の工事では、県からの補助金をできるだけ活用し、維持・補修工事に係る当法人の負担を低く抑えていく。

(県の補助金支出の考え方)

有料道路3路線がいずれも県道であり、災害時の避難や復旧活動に重要な役割を担う緊急輸送道路に指定されていること、橋梁耐震基準強化などの当初事業計画では想定されなかった事態が生じたこと等から、防災対策等、道路の安全性の向上に関わるものについては、県が国の交付金を活用し、当法人に補助する。

(イ) 道路の安全性及び利便性を維持・確保に向けた取組

みちのく有料道路において、県の補助金を活用した橋梁耐震化工事の実施を平成23年度以降も予定しており、また、安全性向上策として、凍結防止剤散布機及び照明灯を設置したほか、凍結防止剤の散布基準及び除雪出動基準の見直しを図り、除雪・凍結防止対策のレベルを直轄国道並に引き上げた。

イ 委員会の意見等

今後の維持・補修工事実施計画については、必要な維持・補修費が確保されたものとなっていること、県からは、橋梁耐震工事など、道路の安全性の向上にかかる工事について今後も補助を継続することが確認できたことから、当面の間は、道路の安全性が維持・確保されるものと評価する。

特に、みちのく有料道路では、照明灯や凍結防止剤散布機の設置、除雪・凍結防止対策の基準の見直しといった冬期交通安全対策を講じることは、有料道路の利用促進に大きな効果があると考えられ、当委員会としては、当法人が実施したこれらの取組を高く評価するものである。

有料道路である以上、その対価に見合ったサービスの提供は不可欠となるものであるから、アンケート調査により利用者の要望する安全性・利便性向上策を把握するとともに、危険箇所等を数値化した上で、安全性向上の点で効果の高い対策から優先的に実施すること等により、今後も引き続き、道路の安全性及び利便性の維持・確保に向けて、適切に対応していくよう求めるものである。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 「有料道路経営改革に関する提言」を踏まえた様々な改革策を着実に実行していること。
- ・ 道路事業における当期利益である償還準備金繰入額は、平成22年度の計画額約8億2千万円に対し、約9億6千万円の実績となっており、中期経営プランを上回る債務削減は達成していること。
- ・ 冬期間の利用台数の低下が大きいみちのく有料道路において、照明灯や凍結防止剤散布機の設置、除雪・凍結防止対策の基準の見直しといった、冬期交通安全対策を実施していること。

No. 6 財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 渡邊 正志	県所管部課名	県土整備部港湾空港課
設立年月日	昭和47年12月7日	基本財産	20,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	20,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	7名	2名
	監事	1名	0名
	職員	11名	9名
			備考
			県OB1名
			県OB2名
業務内容	フェリー埠頭の建設、改良、維持及び管理運営並びに埠頭管理に必要な事務所、店舗、福利厚生施設その他の建設及び管理等		
経営状況 (平成22年度)	当期収益	584,657千円	(その他参考) 県からの無利子借入金残高 411,526千円
	当期費用	520,009千円	
	当期純利益	64,648千円	

2 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

3 法人を取り巻く現状

フェリー埠頭を利用する船会社からの棧橋等賃貸料を収入の大きな柱として経営を行っており、将来にわたって安定的に経営を維持していくためには、各船会社の経営の安定化が不可欠であるが、トラック・バスや乗用車、旅客の輸送実績は堅調に推移しており、当法人としても船会社の発着フェリーに対応した岸壁の整備に取り組んでいる。

なお、東日本大震災により、八戸港のフェリー埠頭やターミナルビルが被災し、平成23年7月まで八戸港のフェリー埠頭が利用不能となったため、平成23年度は棧橋等賃貸料等収入の減少が見込まれている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進

ア 法人の対応

PR効果の高いリーフレットを作成し、県内外の道の駅や観光施設等に配布するなど、フェリーの利用促進に取り組んでいる。また、役職員の給与を引き続き削減するとともに、経常経費については、平成22年度決算においても前年度と同水準の経費節減を維持するなど、経営合理化にも取り組んでいる。

イ 委員会の意見等

昨今の社会経済情勢を勘案すると、今後物流や旅客数が大きく増加していくことは期待できないものとする。したがって、今後とも経費節減等の経営合理化を行う必要があるとともに、棧橋等賃貸料を安定的に確保するためにも、フェリーのより一層の利用促進を図ることが必要であると考えことから、東北新幹線全線開業を契機とし、また、新幹線の北海道延伸を見据え、関係機関が実施する各種観光施策との連携等を図りながら、誘客促進に向けて取り組んでいただきたい。

また、東日本大震災により、八戸港に係る船会社等からの賃貸料収入が減少する見込みであるが、平成23年度決算における収支の悪化をできるだけ抑制するためにも、一層の経費節減等の経営合理化に取り組む必要がある。

なお、ターミナルビルに入居するテナントの経営状況を考慮しながら、一方で、将来にわたる当法人の安定した収入確保のため、テナントの家賃を引き下げたことが確認されたが、この取組は入居テナントの経営安定化に寄与することはもちろんのこと、フェリー利用者へのサービス確保及び向上に繋がるものであり、法人の経営努力として評価するものである。

(2) 東日本大震災の影響と法人の対応

ア 法人の対応

東日本大震災により、八戸港フェリー埠頭の岸壁が被災し7月まで利用不能となったものの、これまで当法人が積み立ててきた災害復旧引当金により、迅速に岸壁の復旧を実施し、八戸港フェリー埠頭の閉鎖期間を最小限に抑えることができた。

イ 委員会の意見等

東日本大震災による被害に迅速に対応し、閉鎖期間を最小限に抑えたこと及び復旧費用を引当金の範囲内で対応できたことについて、高く評価するものである。今後とも、残る復旧対応を迅速に行うとともに、財務状況とのバランスに配慮しながら、適切な引当を継続していくよう求めるものである。

(3) 新公益法人制度への適切な対応

ア 法人の考え方

当法人の事業内容は、フェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的に行うことであり、これは不特定かつ多数の者の利益の増進と地域経済の発展に寄与するものと考えていることから、他県の類似法人の動向も踏まえながら、公益財団法人への移行を念頭に準備を進めている。

イ 委員会の意見等

現行の財団法人が新公益法人制度の公益財団法人へ移行するためには、公益目的事業比率が50%以上であること等の認定基準により、公益性についての認定を受ける必要がある。

平成25年11月の移行期限が迫ってきていることから、引き続き新公益法人制度に関する情報収集を行うとともに、移行する法人形態について、より具体的な検討を開始し、移行方針の決定と申請手続きを適切かつ迅速に行う必要がある。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 東日本大震災の津波被害に対し、迅速に災害復旧に対応し、その費用も引当金の範囲内で収めることができたこと。
- ・ 経営基盤を強化するためにも、フェリーの利用促進には積極的に関わる余地があるものと思われること。
- ・ 財務状況に応じて適切に各種引当金を計上していること。

No. 7 社団法人青森県観光連盟

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 光男	県所管部課名	観光国際戦略局観光企画課
設立年月日	昭和62年7月1日	出資金	20,500千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	6,000千円	29.3%
	弘前市	500千円	2.4%
	むつ市	500千円	2.4%
	つがる市	500千円	2.4%
	青森市	400千円	2.0%
	八戸市	400千円	2.0%
	五所川原市	400千円	2.0%
	青森県商工会議所連合会	300千円	1.5%
	青森県商工会連合会	300千円	1.5%
	青森県町村会	300千円	1.5%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	42名	2名
	監事	2名	0名
	職員	54名	21名
			県OB2名
			県派遣9名
業務内容	観光・物産・郷土芸能及び産業の紹介及び宣伝、観光客の誘致促進、観光客受入体制の推進、観光資源の調査研究、観光関係団体等との連携及び情報交換、青森県観光物産館（アスパム）の管理運営等		
経営状況 (平成22年度)	経常収益	1,566,869千円	(その他参考) 県の土地・施設等使用料に係る減免試算額 84,749千円
	経常費用	1,549,037千円	
	当期経常増減額	17,832千円	
	当期一般正味財産増減額	17,826千円	

2 沿革

青森県が21世紀に向けて大きく飛躍するためには地場産業の振興が急務であり、各産業を始め、観光、物産、郷土芸能等を総合的に紹介し、県内外から広く誘客し、より本県を理解してもらう場となる「青森県の顔」として県民が誇れる施設の建設が県内各界から強く要請されていた。

そこで、県、市町村、関係団体等が総力を結集し、本県産業振興の拠点となるよう、将来をも展望した施設として「青森県観光物産館」（愛称：アスパム）を建設することとし、アスパムを建設・運営する法人として昭和58年10月に、社団法人青森県産業振興協会が設立された。

その後、平成22年12月の東北新幹線全線開業を絶好の機会と捉え、開業効果を広く観光関連産業に波及させていくため、県内市町村、観光関係団体など官民の力を統合・結集し、これまで以上に本県観光情報の発信、誘客対策の推進、観光客受入体制の整備、コンベンションの誘致、アスパムを拠点とした他施設との連携などに積極的に取り組み、総合的かつ効果的な観光振興の事業展開を図ることを目的に、平成21年4月に社団法人青森県観光連盟、社団法人青森県産業振興協会、青森県大規模観光キャンペーン推進協議会が統合し、当法人が発足した。

3 法人を取り巻く現状

東日本大震災の影響により、本県の観光需要が一時冷え込んだものの、JR東日本等とともに青森デスティネーションキャンペーン（以下、「青森DC」という。）を実施したほか、現在、観光関係団体や県、市町村等と連携しながら、東北新幹線全線開業の効果を県内全域に波及させるための開業1周年を契機とした情報発信事業を強力に展開し、新幹線開業効果の持続・拡大と本県の観光力の強化に取り組んでいる。また、青森DCなど大型観光キャンペーン事業の終了後の平成24年度以降は、経営の自立化を達成し、本県観光振興の中核団体としての役割を果たしていくことが期待されている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

（1）経営基盤の強化に向けた一層の努力

ア 法人の対応

経営基盤の強化に向け、経費面では常勤役員の報酬とプロパー職員の給与の削減を引き続き実施したほか、収入面では、物販飲食関連テナントの利用促進とテナント賃貸料収入の増加を図るため、本県の魅力について情報発信を行いながら、青森DC実施期間の前後におけるイベントの追加・拡充、旅行商品との提携等、観光客の増加及びアスパムへの来館促進に強力に取り組んできた。

イ 委員会の意見等

東北新幹線全線開業後における大型キャンペーン事業の展開が本格化する中、東日本大震災の影響により観光客の減少に見舞われたものの、様々なイベントやベイエリアへの集客に工夫を凝らすほか、旅行商品との提携への積極的な働きかけ等により、観光需要も徐々に回復し、アスパムへの来館者数が6月頃からは昨年度を上回るものとなるなど、当法人の観光振興に対する前向きな努力について高く評価するものである。

なお、青森県観光物産館管理運営事業は、法人の自主財源を生み出す主要な自主事業であることから、将来にわたり安定的に経営を行っていくためにも、実施事業の費用対効果を検証の上、コスト削減にも特に配慮しながら必要な改善を加えていくよう努めていただきたい。

（2）経営の自立化に向けた取組

ア 法人の対応

平成23年9月に最終報告された「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会」の報告書は、東日本大震災及び新幹線全線開業を当法人の経営環境の大きな変化として受け止め、県等との役割分担と本県を取り巻く今後5か年程度の国内外の観光動向を踏まえ、事業の再構築、自主財源の確保及び組織体制の強化に取り組み、本県観光振興を主体的に担っていくための当法人の今後の方向性を示すものとなっている。

当法人としては、平成24年度以降における経営の自立化を図るため、公益社団法人への移行、青森県総合案内所の見直し、会費・負担金の見直し、効率的かつ効果的な法人事務局の運営を実現するための柔軟な組織編成とプロパー職員の育成など、本報告書を踏まえた取組を着実に実行していくこととしている。また、プロパー職員の育成策として、観光振興や誘客宣伝業務への配置、マネジメント等の研修会への参加、県への研修派遣など、様々な取組を行っている。

イ 委員会の意見等

当法人が県派遣職員の引き揚げ後を見据え、プロパー職員の育成に積極的に取り組んでいることは評価できる。

また、当法人が設置した「組織及び事業運営検討委員会」の最終報告書では、法人の現状と

課題を詳細に分析し、今後の法人のあり方について示されていることや、公益社団法人への移行後における役員についても、本県観光振興の中核団体として責任ある法人運営の実現が期待できるような選定基準となっていることは、当委員会がこれまで当法人に対し行ってきた提言等を踏まえたものとして評価できるものである。

今後は、東北新幹線全線開業効果の持続・拡大を図るため、青森DC等で培ってきた関係機関との緊密な連携を一層強固にしつつ、本県の観光振興に資する事業に積極的に取り組むとともに、当法人が本県の観光振興に果たす役割を改めて認識しながら、運営の中核となるプロパー職員の育成を進め、本県観光振興の中核団体として自立した経営を早期に実現することを望むものである。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度末の東日本大震災により、当法人の自主事業である観光物産館管理運営事業や地場セレクト運営事業、観光物産館駐車場管理等運営事業において、利用者数や収入が目標を下回った面もあるが、東北新幹線全線開業関連の各種イベントを強力に実施するなど、当法人の観光振興に関する取組は際立ったものであったこと。 自主事業については、費用対効果の検証とコスト削減に配慮しながら必要な改善を加えていくよう努めていただきたいこと。 自主自立した法人運営の中核となるプロパー職員の育成について、当法人の今後5か年程度を見据えながら計画的に取り組んでいることについて評価すること。
--

8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 細井 永	県所管部課名	エネルギー総合対策局原子力立地対策課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	18名	2名	県OB1名
	監事	3名	0名	
	職員	4名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成22年度)	経常収益	1,202,417千円		
	経常費用	1,086,694千円		
	当期経常増減額	115,723千円		
	当期一般正味財産増減額	33,332千円		

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月に当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃株式会社負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 法人を取り巻く現状

当法人が実施している「地域・産業振興プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)は、むつ小川原開発地域だけにとどまらず、県内各地の地域振興及び産業振興のための取組に幅広く活用されており、平成22年度の事業実績では、約2億円の支援が行われている。

プロジェクト支援事業の採択に当たっては、申請件数が増加傾向にあることから、審査基準の明確化や審査過程の透明化などにより、審査の公平性を確保することが重要となっている。

また、事業の効果を単発的なものにとどめず、真に地域振興に資するものとするため、事業の掘り起こしから事業のフォローアップまでをいかに効率的かつ効果的に行うかが課題となっている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 事業採択に当たっての客観性・透明性の確保

ア 法人の対応

昨年度実施した平成23年度実施事業の採択では、当落線上に複数の事業が並んだ場合の判断を適切に行うため、プロジェクト支援事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）による審査において、各委員が付けた点数の平均が一定ポイント以上の事業については一律採択、一定ポイント未満の事業については一律不採択とし、当落線上にある事業について重点的に検討を行った。

また、平成24年度実施事業の採択では、試行的ではあるが、検討委員会委員のうち全事業につき採点を実施する委員6名に対し、無作為に抽出した10案件について、これまでどおりの採点方法と採点項目を細分化した採点方法との両方を行い、採点の差及び作業負担の程度について調査し、その結果を踏まえた上で、今後、採点項目の細分化を実施するかどうかを判断する。

イ 委員会の意見等

当法人は、審査件数が多く、採点を行う検討委員会委員の負担が大きい中で、事業の審査基準の公平性をより高めるため、当委員会が提案した細分化採点の実施可能性の検討や審査の集中化を図るなど、審査方法の改善に取り組んでおり、当委員会としては、当法人の姿勢を評価するものである。

今後とも引き続き、審査の客観性及び透明性の向上に向けた取組について検討を重ね、改善を図っていただきたい。

(2) フォローアップにおける他団体との連携

ア 法人の対応

事業実施後のフォローアップ件数については、昨年度の当委員会からの提言を踏まえ、28件へと増加させたことに加え、主として商品開発、販路開拓に取り組んでいる事業実施団体を対象とした個別相談会を開催し、起業支援のアドバイザーを招聘したほか、中小企業団体中央会及び青森地域社会研究所等他団体とも連携しながらアドバイスを行った。

イ 委員会の意見等

フォローアップ実施に当たっては、現地に出向く必要があり、他団体職員を同行させることは困難な場合も想定されるため、他団体の持つ知見・ノウハウを活用した相談会の開催は、フォローアップを補完する取組として有効であると認められ、当委員会としては、当法人の取組を評価するものである。

今後も、事業のフォローアップの効果をより高めるため、商品開発・販路拡大だけでなく、他の分野にも対象を広げた相談会を開催するなど、引き続き、他団体の知見・ノウハウを活用できる有効な方策について積極的に検討していただきたい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	-	-	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

点検結果

: 概ね妥当
: 要改善

総合評価の概要

- ・ 事業内容・組織体制ともに概ね中期経営計画に沿った経営がなされており、また、損益の状況も良好であること。
- ・ 助成事業の実施に当たっては、テレビ・新聞などの各種広告媒体を積極的に活用するとともに、直接、県・市町村を訪問するなど、幅広い分野における事業の掘り起こしに努めていること。
- ・ 事業の審査基準の公平性をより高めるため、随時見直しを行い、審査方法の改善に取り組んでいること。
- ・ フォローアップを補完する取組として、他団体の持つ知見・ノウハウを活用した相談会の開催していること。

9 むつ湾フェリー株式会社

1 法人の概要

(平成23年6月10日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 石川 俊夫			県所管部課名	企画政策部交通政策課
設立年月日	昭和42年11月2日		資本金	270,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	弘南バス(株)		90,950千円	33.7%	
	青森県		73,550千円	27.2%	
	外ヶ浜町		28,400千円	10.5%	
	むつ市		22,000千円	8.1%	
	リベラ(株)		6,000千円	2.2%	
	河野 幸一		5,000千円	1.9%	
	川口 彰五郎		4,650千円	1.7%	
	菊池 武正		4,500千円	1.7%	
	青森市		4,100千円	1.5%	
	十和田湖観光汽船(株)		3,000千円	1.1%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考	
	取締役	4名	1名		
	監査役	1名	0名		
	職員	11名	11名		
業務内容	蟹田・脇野沢間の航路(フェリー「かもしか」)運航				
経営状況 (平成22年度)	売上高	115,301千円	(その他参考) 平成22年度に256,315千円(うち県出資分177,794千円)の減資を実施		
	営業利益	238千円			
	経常利益	2,048千円			
	当期純利益	11,135千円			

2 沿革

昭和42年11月、関係市町村と地域住民からの出資により、下北観光汽船株式会社が設立され、青森商船株式会社から休航中の青森～大湊航路、船舶、付帯設備等を譲り受け、航路を再開した。その後、青森～大湊航路を廃止し、青森～脇野沢～佐井航路(離島航路)を開設し、運航を開始した。

昭和54年4月には、県、関係市町村及び民間の出資により、むつ湾フェリー株式会社が設立され、蟹田・脇野沢航路(フェリー航路)を開設し、運航を開始した。

昭和62年10月には、この両社の合併が成立し、下北汽船株式会社となった。

離島航路及びフェリー航路とも、国、県及び関係市町村からの補助金がなければ経営が成り立たない状況が続き、特に離島航路については経営の改善が困難であったため、平成18年1月に、シライイン株式会社に離島航路部門を営業譲渡し、フェリー航路のみを運航することとなり、同年6月には名称を変更して、現在のむつ湾フェリー株式会社となった。

3 法人を取り巻く現状

平成17年11月に、離島航路部門の営業譲渡後における経営健全化に向けた具体化策として、経営改善の方向、増収策、経費削減策、社内体制の改善、収支計画等を内容とする新たな経営改善計画を策定しており、同計画に基づき、平成20年度から平成22年度にかけて、県及び関係市町村が増資を行うとともに、平成22年度には減資を行い、累積債務の解消を図った。

また、同計画における平成23年度での単年度黒字化達成の見込みは、一年前倒しで平成22年度に達成したものの、東日本大震災の影響により再び経営の悪化が予想され、その対応が課題となっている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 経営健全化に向けた努力の継続

ア 法人の対応

次に掲げる収入確保策に取り組んだことにより、経営改善計画における毎年度の収入目標をクリアし、また、平成22年度には単年度黒字化を達成するとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する借入金の支払を完了した。

(ア) 筆頭株主である弘南バス株式会社と連携した営業活動を実施し、同社と関係の深い大手旅行業者を中心に、大都市圏の団体客(ツアー客)集客に注力したことにより、平成22年度における同旅行業社の取扱高は、平成17年度との比較で7.3倍の増加となった。また、他の大手旅行業者に対しても、個別訪問や観光セミナーへの参加等を通じ、営業活動の強化を図った。

これらの取組の結果、大手旅行業者を通じた収入は、平成17年度と比較して大幅な増収を達成している。

(イ) 個人観光客向けの対策として、誘客ポスターを作成し、県内の道の駅、レンタカー会社、観光案内所、ホテル等に配布した。

(ウ) 平成24年春の発売を目指し、津軽海峡フェリー株式会社及びシライイン株式会社との提携商品を企画中である。

イ 東日本大震災による影響

6月までに獲得していた団体予約の98%がキャンセルとなったこと、また、7月以降は回復基調となったものの特に西日本方面の団体客の回復が遅れたことから、平成23年度の最終的な運航収入は、前年比4割強の減収となるものと見込んでいる。

ウ 委員会の意見等

当法人では、営業活動の強化により運航収入の増加を図るとともに、人件費の削減や運航費用の抑制などの経費節減策を継続することにより、平成22年度には当初の計画よりも1年早い単年度黒字化を果たしており、当委員会としては、これらの取組を評価するものである。

今後は、新たな大口取引先を開拓して、より一層の団体客の誘客を図るとともに、将来伸びが予想される個人観光客向けの営業活動及び商品開発についても積極的に行うことにより、さらなる収入の確保に努め、再度の単年度黒字化を達成していただきたい。

なお、当法人の経営努力が求められる一方で、当法人のみの努力では限界があるため、津軽・下北両半島の観光客の増加が図られるよう、観光地としての魅力アップに向けた県及び関係市町村のより一層の取組についても併せて期待したい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 営業活動の強化により運航収入の増加を図るとともに、人件費の削減や運航費用の抑制などの経費節減策を継続することにより、平成22年度に単年度黒字化を果たしていること。
- ・ 平成22年度において、減資により累積債務の大部分を解消しているが、これは、県及び関係市町村からの資金援助により可能となったものであること。

No.10 社団法人青森県畜産協会

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 渡部 毅	県所管部課名	農林水産部畜産課	
設立年月日	昭和49年2月8日	預り運営基金資産	531,860千円 旧(社)青森県畜産協会と旧(社)青森県畜産物価格安定基金協会の基本財産の合算額を記載	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		185,000千円	34.8%
	全国農業協同組合連合会青森県本部		103,500千円	19.5%
	上十三地区家畜衛生推進協議会		21,890千円	4.1%
	青森県信用農業協同組合連合会		18,500千円	3.5%
	八戸農業協同組合		16,760千円	3.2%
	十和田おいらせ農業協同組合		15,250千円	2.9%
	十和田市		13,800千円	2.6%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	14名	9名	
業務内容	家畜衛生対策、経営支援、肉用牛肥育経営安定対策、価格差補てん、草地盤整備・拡充等、畜産振興に資する経営安定、生産・流通に関する事業			
経営状況 (平成22年度)	経常収益	4,047,351千円	(その他参考) 県等からの補助金 1,880,828千円 県等からの受託事業収入 49,079千円	
	経常費用	3,930,728千円		
	(うち事業費	2,148,583千円)		
	当期経常増減額	116,623千円		
	当期一般正味財産増減額	4,635千円		

2 沿革

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査、注射、消毒等については、従来、家畜伝染病予防法に基づいて国及び県が実施してきたが、昭和46年に同法が改正され、家畜の所有者に対し、家畜の伝染病の予防のための自主的措置の努力が義務付けられ、この自主的措置を助長するため、昭和49年2月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。

その後、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたことから、今後の畜産情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、当法人が発足した。

さらに、平成20年6月の青森県草地畜産協会との統合に加え、各種業務の効率的、効果的な運営と組織体制を強化する観点から、平成22年4月に社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と合併した。

3 法人を取り巻く現状

平成22年4月に社団法人青森県畜産物価格安定基金協会と合併したことで、本県の畜産振興の中核を担う団体としての役割や機能が一層強化されたことから、これまで以上に組織体制の柔軟な見直しと人材の育成を強化しながら、畜産農家の技術振興、経営支援及び家畜衛生に係る事業に効率的かつ総合的に取り組む必要性が高まっている。

さらに、畜産関係の中央団体からの補助事業や受託事業の見直しによる縮小・廃止の影響により、収入環境が悪化してきていることから、財務基盤の強化に向けた収入確保策が課題となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善等を要するものとする。

(1) 経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保

ア 法人の対応

当法人が実施する事業の財源については、独立行政法人農畜産業振興機構、社団法人中央畜産会、地方競馬全国協会等からの補助金及び受託事業収入の割合が高いが、これら団体からの補助金及び受託事業の縮小・廃止等により、収入が減少してきている。これまで、生産者負担金や手数料の引き上げなど収入確保への努力のほか、定期昇給の停止など経費削減に努め、収支改善に取り組んできたものの、受託事業等収入の減少が当法人の収支に与える影響が非常に大きく、今後の法人運営に支障が生じることも懸念されている。

イ 委員会の意見等

当法人が、畜産農家に対する総合的な支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織としての役割を果たしていくためには、安定的な経営の実現が不可欠であることから、人件費の抑制をはじめとした経費削減等や維持管理コストの低減等の経営合理化に引き続き取り組むことはもちろんのこと、自主財源の確保に向けた新たな取組についても、他県の対策事例も参考にしながら、早急に検討・実施する必要がある。

(2) 組織体制と内部統制の充実・強化

ア 法人の対応

経理のチェック体制や基金の管理運営体制については、各事業担当課に会計担当を配置することで総務課の補完を行うとともに、これまで経理経験のない職員を新たに経理担当に充てるなど人材の育成にも努めている。また、内部監査については、年2回、詳細なチェックリストに基づき専務理事、事務局長及び公認会計士事務所が実施しているほか、経理に係る監査については、公認会計士事務所の財務調査時にも併せて実施している。

イ 委員会の意見等

事業担当から経理担当に配置換えを行うなど、組織体制の強化に努めていることは評価できるが、実施事業や取扱資金量が多種・多額となっていることから、引き続き内部牽制体制の充実・強化に取り組んでいただきたい。

また、当法人の収入環境は厳しさを増しており、収益構造に見合った組織人員体制の見直し・合理化が急務となっていることから、職員数の増加といった合併によるスケールメリットを生かしつつ、総務担当課と事業担当課の業務を横断的に従事できる体制作りや、複数の業務に柔軟に対応できる職員の育成に取り組むなど、組織体制について必要な見直しを行っていただきたい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

<ul style="list-style-type: none"> 近年における他団体との合併により、本県の畜産振興の中核を担う団体としての役割や機能が一層強化されているが、扱う事業量や資金量が多種・多様となっていることから、内部牽制体制の強化や職員の育成が不可欠となっていること。 畜産関係の中央団体からの補助事業や受託事業の縮小・廃止等により、当法人の収入環境が悪化してきていることから、収入確保策の早急な検討及び実施が必要な状況となっている。また、収入環境に合わせて柔軟に対応できるような組織体制の見直しも必要と思われること。 財務については、基金事業において事業期間の更新に伴う基金の返還があったことから、平成22年度決算では正味財産が減少しているが、平成23年度には改めて相応の基金の増加が予定されていること。
--

11 社団法人青森県水産振興会

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 植村 正治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課	
設立年月日	昭和32年10月19日	基本財産	20,423千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称			
	青森県	9,592千円	47.0%	
	八戸市	2,398千円	11.7%	
	青森市	1,199千円	5.9%	
	(株)八戸魚市場	600千円	2.9%	
	むつ市	400千円	2.0%	
	八戸みなと漁業協同組合	376千円	1.8%	
	外ヶ浜町	328千円	1.6%	
	青森県漁業協同組合連合会	240千円	1.2%	
	青森県信用漁業協同組合連合会	240千円	1.2%	
	(社)青森県漁港漁場協会	200千円	1.0%	
組織構成	区分			
	人数	うち常勤	備考	
	理事	16名	0名	
	監事	2名	0名	
	職員	0名	0名	
業務内容	水産要覧等の作成、水産に関する功労者の選考及び表彰 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申等			
経営状況 (平成22年度)	経常収益	4,834千円	(その他参考) 県からの補助金 0千円	
	経常費用	4,858千円		
	(うち事業費	2,772千円)		
	当期経常増減額	24千円		
	当期一般正味財産増減額	24千円		

2 沿革

本県水産業の総合的な発展を図るために、「北洋漁業振興会」を発展的に解消し、青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する団体として、昭和32年10月19日に青森県水産振興会が設立された。

3 法人を取り巻く現状

平成17年度の包括外部監査結果報告書において、当法人について存廃を含めた議論が必要との意見が出されたことを受け、過去2回の点検評価では、当法人の存在意義の有無に重点を置いて点検評価を行い、「当法人は、限られたごくわずかな財源の中で、常勤の役員及び職員を必要としない、効果の低い事業を実施しているに過ぎず、当法人の存在意義は極めて小さいといわざるを得ない」ことなどを理由に、当法人の廃止を検討することを提言していた。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善を要するものとする。

(1) 法人の存廃を含めたあり方

ア 前回提言後の対応状況

(ア) 法人の対応及び考え方

理事会や社員総会では、法人廃止について議論していない。正・副会長会議において協議検討した結果、廃止しない結論となった。

水産関係団体、漁業者、地方公共団体を会員とし、会員間をつなぐ役割を担う組織は当法人のみである。また、本県水産業が抱える課題に対して、今後の水産業の指針を示す提言集を毎年作成しているが、同提言集は、各組織をつなぐ共有指針となっており、このような活動は当法人しかなしえない。

(イ) 県の対応及び考え方

課内での検討や当法人との協議を行い、設立の目的が、青森県水産業関係者の社会的、経済的地位の向上を図り、内外水産の培養・開発及び水産業経営の安定並びに水産業関連産業の振興に資するものであること、また、設立の背景には、参画する会員の総意を結集することを目指して、県、市町村、水産関係団体等が一体となって設立した唯一の組織であり、当法人でも存続を確認しているとの理由から、類似の団体との統廃合を含む抜本的な見直しの検討を指導していくこととした。

イ 委員会の意見等

前回までの点検評価における提言を踏まえ、当法人が現在行っている事業内容について改めて検討したが、会員（県、市町村、水産関係団体等）間を結びつけ、各会員の総意を結集するなどの活動を行った事実を明確に確認することはできず、前回の点検評価から大きな変化は見られなかった。さらに、常勤の役職員がおらず、青森県漁業協同組合連合会への事務委託により業務を実施している状況にも変わりはないところである。

このことからすると、当法人が、県が関与する法人である必要性までは認められず、他の水産関係団体等であっても代替可能と考えられるため、当法人が「公社等」として存在する意義は極めて小さいと言わざるを得ない。

よって、当委員会としては、当法人を廃止すべきであるとする。

県に対しては、上記「県の対応及び考え方」のとおり、当法人に対して「類似の団体との統廃合を含む抜本的な見直し」を強く指導していくことを求める。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)	-	-	—
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)	-	-	

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	-	-	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 前回の提言から事業内容に大きな変化は見られず、当法人の存在意義は小さいと言わざるを得ないこと。
- ・ 当法人では、常勤の役職員を一人も置いていないため、(4)の組織体制等については評価していない。

1.2 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	代表理事 西崎 義三	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課	
設立年月日	昭和62年4月1日	運用資産	801,428千円 運用資産898,592千円のうち、公益社団法人移行前に保有していた基本財産相当額を記載	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		270,000千円	33.7%
	沿岸市町村(22)		270,000千円	33.7%
	漁業協同組合等(53)		261,428千円	32.6%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	18名	1名	県OB1名
	監事	3名	0名	
	職員	13名	7名	
業務内容	水産動植物の種苗(種卵を含む。)の生産、育成、放流及び配布、水産動植物の種苗量産技術の改善、水産動植物の放流による効果調査、栽培漁業に関する普及啓発等			
経営状況 (平成22年度)	経常収益	198,219千円	(その他参考)	
	経常費用	184,525千円	県からの補助金	17,047千円
	(うち事業費	173,690千円)	県有施設使用料に係る減免試算額	
	当期経常増減額	13,694千円	20,897千円	
	当期一般正味財産増減額	815,122千円	県からの受託料	5,696千円

2 沿革

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあって、本県漁業の21世紀に向けた飛躍的な発展を図るためには、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

そこで、沿岸漁業の中で主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるため、昭和62年4月に当法人が設立された。

当法人は、全国初の試みとして、県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資するとともに、漁獲金額の3パーセントを漁業者が負担し、運営費に充てるという協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルとなった。

平成13年11月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアワビ栽培事業を引き継ぎ、アワビの種苗生産及び配布を併せて行っている。

なお、当法人は、新公益法人制度に基づく移行認定を受け、平成22年8月から公益社団法人として活動を行っていくこととなった。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、ヒラメやアワビなどの種苗を安定的に生産し、本県の栽培漁業の中心となっている。特にヒラメについては、平成2年度以降、年間200万尾前後の種苗生産及び放流を行っており、その結果、ヒラメ漁獲量が毎年1千トンを超え、国内で最もヒラメ栽培漁業の成果を上げた県として評価されている。

当法人では、平成19年度から県からの人件費補助等の支援を受けず、経営の自立・独立化を達成しているが、超低金利下において一定の運用益を確保するため、運用資産の大半を仕組債等により運用していることから、そのリスク管理が課題となっている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 経費の削減及び収入の増加に向けた努力の継続

ア 法人の対応

給与の削減、事務費の削減などの経費節減策のほか、ヒラメ負担金の見直し、種苗の販売単価の引き上げ、新魚種の生産による収入確保策を継続して実施している。

これまで考えられる経費節減策及び収入確保策を最大限実行しており、今後も収入・支出の両面においてあらゆる経営努力を継続する。

イ 東日本大震災による影響

津波により、当法人が管理運営する県有施設「青森県栽培漁業センター」の海水取水用ポンプと取水機械制御盤が被災したことにより、施設の応急修繕費用、飼育中のヒラメ・アワビ等を種苗生産関連施設に避難させた際の運搬費用等の臨時費用が発生したほか、育成中の種苗・稚貝数の減少、被災漁協に対するヒラメ負担金の免除等に伴う減収が発生し、被害総額は、約4千万円に上る見込みとなっている。

減収分については、平成22年度の繰越収支差額により対応する予定であるが、不足する場合には、長期借入金の返済猶予を受けて対応することも検討している。

ウ 委員会の意見等

当法人の経営は、ヒラメ負担金の算出根拠となるヒラメの水揚げ金額や資産の運用利率の動向という外部的要因に影響されることが多いが、当法人の収支は経営の自立・独立化を達成した後も順調に推移してきており、当委員会としては、経営の安定化・健全化に向けた当法人の積極的な取組を評価するものである。

東日本大震災の発生によって、当法人には多額の損害が発生しており、また、種苗等の生産数を震災前のレベルに回復するまで一定の期間が必要となることから、当法人の経営状況は当面の間厳しいものとなることが予想される。

今後は、震災による経営悪化に対応するため、将来的に需要が見込めるナマコの安定生産技術を早期に確立するなど、さらなる増収に向けた取組を継続して行い、再び当法人の経営の安定化が図られることを望むものである。

(2) 資産の運用リスク管理の徹底

ア 法人の対応

運用資産約9億円のうち約7億1千万円を債券で運用しているが、その運用に当たっては、資産管理責任者、運用対象債券、運用手続等を定めた「債券運用規則」を整備し、3千万円以上の債券を売買する場合は、証券会社も同席させた上、理事会において債券内容を十分検討して決定している。また、3千万円未満の場合は、代表理事と業務執行理事が債券内容を吟味し代表理事が決定しているほか、債券の運用状況については、毎理事会において報告することと

している。運用の大半を占める仕組債については、現在のところ顕在化しているリスクはない。

イ 委員会の意見等

当法人が運用する仕組債は、一般的には、為替変動等により、運用益の減少や元本割れといったリスクが生じるおそれがあると認められるものであり、自治体や私立大学等において、多大の損失を被るケースが報道されているところである。

現時点における運用状況を見ると、当面、元本割れ等が生じる恐れは少ないと認められるが、運用資産全体に占める割合が6割以上と多額であることから、その運用に当たっては、リスク管理について慎重に対処する必要がある。

なお、当法人が公益社団法人へ移行した際に、県、市町村及び水産業界が出資した資産約8億円については、それまでの基本財産から運用資産へとその取扱いが変更されており、これら資産の処分及び用途には、制度上、特に制約が課されないこととなったが、当法人の運用資産は、県、市町村が出資した公金を含んでいることには変わりないものであるから、資産の運用に当たっては、このことに十分留意して、引き続き、為替変動リスク、信用リスク等のリスク管理を厳格に行う必要がある。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ ヒラメやアワビなどの種苗を安定的に生産し、本県の栽培漁業に大きく貢献していること。
- ・ 考えられる経費節減策及び収入増大策を積極的に実行し、経営の自立・独立化を達成していること。
- ・ 資産運用に係る体制を整備し、安全性を最優先に運用債券を選択しているものの、当法人が運用する仕組債には一定のリスクが認められること。

No.13 公益財団法人青森県暴力追放県民センター

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 井畑 明男	県所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課		
設立年月日	平成4年4月23日	基本財産	715,000千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	青森県		460,000千円	64.3%	
	青森銀行		30,000千円	4.2%	
	みちのく銀行		30,000千円	4.2%	
	日本原燃(株)・電気事業連合会		30,000千円	4.2%	
	青森競輪場		20,000千円	2.8%	
	青森市		19,287千円	2.7%	
	八戸市		16,049千円	2.2%	
	弘前市		11,657千円	1.6%	
組織構成	区分		人数	うち常勤	備考
	理事		8名	1名	県OB1名
	監事		2名	0名	
	職員		3名	3名	県OB2名
業務内容	暴力追放啓蒙、暴力相談、被害者救済、組織離脱支援、不当要求防止責任者講習の実施、少年に対する暴力団の影響を排除する活動				
経営状況 (平成22年度)	経常収益	26,653千円	(その他参考)		
	経常費用	30,941千円	県からの受託事業収入	1,720千円	
	(うち事業費)	23,538千円)			
	当期経常増減額	4,288千円			
	当期一般正味財産増減額	4,288千円			

2 沿革

昭和60年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和62年に「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成4年3月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成4年4月に「財団法人暴力追放青森県民会議」を設立するに至った。

なお、当法人は、新公益法人制度に基づく移行認定を受け、平成22年12月から公益財団法人として活動を行っていくこととなった。

3 法人を取り巻く現状

事業活動の財源となる基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が困難となっていることから、賛助会員の加入促進による収入確保が課題とされてきた。さらに、東日本大震災の影響もあり、賛助会員の脱退や会費の未納が相次いだことから、当法人の安定的な財務基盤を構築するためにも、賛助会員の新規獲得に向けた有効な取組が重要となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 賛助会員の加入促進

ア 法人の対応

厳しい財務状況の中、収入確保に向けた賛助会員の加入促進への取組として、暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会や不当要求防止責任者講習などの機会を捉えて加入を呼びかけているほか、新聞、ラジオ、市町村広報誌、ホームページ等を利用した事業紹介などの広報宣伝活動を行っているが、賛助会員数は伸び悩んでいる。

イ 委員会の意見等

県内唯一の「暴力追放運動推進センター」として重要な役割を担っているものと認識しているが、財務状況が厳しい中、安定的な財務基盤を確立し有効な事業活動を行っていくためには、特に、賛助会費の収入増加に向けた新規会員の獲得に積極的に取り組んでいく必要があり、そのためには、当法人の存在価値を広く県民や県内企業に認知してもらう取組や当法人の事業活動の周知を図る取組について、一層努力していただきたい。

平成23年7月1日に青森県暴力団排除条例が施行されたことをきっかけに、県民の暴力団に関する情報ニーズは高まり、当法人の活動内容に関心を持つ県民は多いものと推察されるが、当法人の認知度の向上や事業活動の周知をさらに効果的に行うため、例えば、暴力追放に関する具体的な対応事例や賛助会員となることで得られるメリット等を、分かりやすくホームページやリーフレットに掲載するほか、講演会の対象を拡大して県民や県内企業に接触する機会を数多く設けていくことが有効ではないかと考える。

県民や県内企業に当法人の価値と事業活動への理解が深められ、賛助会員の増加につながっていくことを期待したい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	—	—	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい経済情勢を反映して、賛助会員からの脱退や新規加入数が伸び悩んでおり、当法人の収入環境は悪化していることから、賛助会員の増加に向け、より一層工夫した取組を行っていくことが求められること。 ・ 県民や県内企業に当法人の価値と事業活動への理解が深められ、賛助会員の増加につながっていくことを期待したい。
--

平成23年度青森県公社等点検評価委員会委員名簿

: 委員長

【学識経験者】

今 喜 典 青森公立大学 経営経済学部 教授

【企業経営者】

永 澤 弘 夫 株式会社永澤興業代表取締役会長

倉 田 和 恵 有限会社プレス代表取締役

【会計専門家】

三 上 広 美 三上公認会計士・税理士事務所 副所長・税理士

(参考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価対象公社等及び評価実施(予定)年度

A 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

No	公社等の名称	22年度	23年度	24年度	25年度
1	(財)21 あおもり産業総合支援センター				
2	(社)青い森農林振興公社				
3	青森県土地開発公社				
4	(財)青森県建設技術センター				
5	青森県道路公社				
6	(財)青森県フェリー埠頭公社				
7	(社)青森県観光連盟				
8	(財)むつ小川原地域・産業振興財団				

(社)青い森農林振興公社は、平成25年4月に分収造林事業を県に移管し解散する予定(分収造林事業以外の事業については、平成24年4月にあおもり農林業支援センターに移管予定)

B 県が25%以上出資等している法人(Aの法人を除く。)

No	公社等の名称	22年度	23年度	24年度	25年度
1	(財)青森学術文化振興財団				
2	八戸臨海鉄道(株)				
3	むつ湾フェリー(株)				
4	青い森鉄道(株)				
5	(財)青森県生活衛生営業指導センター				
6	(社)青森県畜産協会				
7	(社)青森県水産振興会				
8	(財)むつ小川原漁業操業安全協会				
9	(公社)青森県栽培漁業振興協会				
10	青森空港ビル(株)				
11	(株)建築住宅センター				
12	むつ小川原石油備蓄(株)				
13	むつ小川原原燃興産(株)				
14	(財)青森県育英奨学会				
15	(公財)青森県暴力追放県民センター				

青森県総務部行政経営推進室

行政改革等担当

青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9059

FAX 017-734-8032

公社等改革ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyosei/kousya.html>